

聖書翻訳・公共圏・特許会社

——研究大会第 2 セッション 自由研究発表——

坪井祐司

大会 2 日目の第 2 セッションでは、3 編の自由研究報告が行われた。

報告 1 は、綱島(三宅)郁子氏(同志社大学)による「ハートフォード時代のウィリアム・シェラベア——英国人宣教師に対する回顧と展望——」であった。報告者は英領期マラヤにおける英国人宣教師シェラベアに関して、キリスト教側のイスラーム理解とムスリムへの態度の推移という視角から彼がマラヤを去った後の活動にも焦点をあてて分析した。

シェラベアは 20 世紀初頭のマラヤで伝道活動を行い、1910 年代に聖書のマレー語訳を行った人物として知られる。キリスト教の伝道活動において聖書の現地語翻訳は重要な役割を果たした。聖書のマレー語訳の歴史は 17 世紀までさかのぼり、非ヨーロッパ系言語のなかでは最も早くから翻訳が行われてきた。そして、マレー語版の聖書はその用語をめぐる国会でも取りあげられるなど、現在なお敏感な問題である。シェラベアは、聖書の翻訳とともに積極的にマレー人に対する宣教活動を行った。その時期のマラヤにおいてはマレー人統治者への配慮からマレー人は通常宣教の対象にはならなかったが、シェラベアはムスリムをも対象にしていた。

シェラベアはその後アメリカにわたり、1925 年からコネチカット州ハートフォード神学校でその晩年を過ごした。ハートフォード神学校は 1911

年に雑誌『モスレム(ムスリム)世界』を刊行するなど、イスラーム研究およびムスリム・クリスチャン関係の研究にも力を注いでいた。彼はハートフォードでイスラーム研究に従事するとともに、マレー語聖書の改訂作業やマラヤ向け宣教師の養成などを行った。シェラベアは、第二次大戦直後に亡くなるが、日本軍政を否定的に評価し、大戦後のマラヤについてキリスト教に対して開かれた世界になると予想していた。

現在においてシェラベアの活動が顧みられることは少ないが、その評価としては肯定的・否定的の 2 通りに分かれる。彼の学術的貢献や伝道への姿勢を評価する声がある一方で、マラヤにおけるエスニックな分裂状況への理解が不足していたという意見もみられる。

報告者は、現代のクリスチャンとムスリムの関係はこうした積極的に相手を変えようと試みた過去の歴史のもとに築かれており、現代の問題を考えるうえでもそれを考慮すべきであると結論した。

この報告に対する質疑は西尾寛治氏からの参考資料の出典に関するもののみであった。積極的な質問が出なかったのは、報告が彼のアメリカでの研究活動が中心でフロアと問題意識が共有しにくかったことにもよるのかもしれない。しかし、マラヤ(マレーシア)において 1 つの集団が他者との関係をどのように築くかという論点は広く共有

されうるものであろう。シェラベアのような他者を積極的に理解する姿勢は相手に対する過度な干渉につながりかねない一方で、文化相対主義的姿勢はともすれば他者に対する関心の欠如にもつながる。シェラベアという人物に注目するならば、彼がマラヤを離れて当事者性を薄める前後で彼のムスリムへの姿勢はどのように変化したのだろうか。彼の思想や人物像をより深く掘り下げていくことで、シェラベアの位置づけが明確になると同時に今日的な課題に対する示唆を得ることができるようになる。

報告2は、塩崎悠輝氏(国際イスラーム大学マレーシア)による「マレーシア社会における公共圏の形成とイスラーム主義運動」であった。報告者は、1970年代以降のマレーシアにおけるイスラーム主義運動が公共圏の形成に果たした役割に注目し、これをイスラーム化のプロセスとしてとらえてその過程を分析している。

イスラーム地域における公共圏は、近年関心を集めている研究課題である。報告者は、公共圏を単一のものではなく、主流の公共圏と複数の対抗公共圏が対峙する構図と想定し、伝統的なムスリム社会においてはそうした空間が存在していたと主張する。現代マレーシアの文脈においては、マスメディアが開放的な公共圏でないため、イスラームの言説が流通する対抗公共圏とは少数の勉強会のウスラや説教の集いであるチュラマー、金曜礼拝などを指す。

そうした活動の参与観察や指導者へのインタビューを通じて、報告者はマレーシアにおけるイ

スラーム化の諸相を分析した。1970年代以降、イスラーム化は近代化と同時並行的に進行した。これは交通の発達によりマレーシアからはハッジや留学、中東からは指導者の到来などにより中東との人の往来が増したこと、メディアの発達により外国からの影響が増大したことによる。政治においても、マレー人統合のため ABIM の要求に沿う形で宗教行政機構の整備やイスラーム大学、イスラーム金融機関の設立が進み、一方で PAS による宗教教育などによりイスラーム運動の大衆化も進んだ。両者が対峙した例として PAS が躍進した 1999 年の総選挙後の政府と PAS による「イスラーム国家」という概念をめぐる展開された論争があるが、そのなかでは ABIM 出身者が両者の競合を調整する役割を果たした。

報告者は、イスラーム化の過程におけるイスラーム主義勢力と世俗主義勢力の間には協同関係が見られることを指摘した。マレーシアにおいては、主流の公共圏と対抗公共圏はイスラームの論理を通じて相互に影響しあっている。対抗側がイスラームの論理に沿った問題提起を行うことで主流公共圏もそれを取りあげざるを得ず、それが政府の政策に影響を及ぼす。報告者は、これがイスラーム化のメカニズムであり、イスラーム的公共圏を再復させようとするプロセスであると結論した。

この報告に対する質疑は以下の2つの方向に大別される。1つは報告者の公共圏の概念設定についてである。言及された公共圏はマレー人公公共圏なのかという山本博之氏からの質問に対

しては、ABIM が強調しているのはイスラームであると回答された。金子芳樹氏は PAS と UMNO の指導者間の共存関係が公共圏ととらえられるのではと指摘したが、報告者は両者の交渉の背景にあるのが公共圏に基づく世論形成である点を強調した。田村慶子氏から質問された PAS の主導する公共圏における女性の地位については、女性も公共圏には参加するが、男性と女性は分けられるとのことであった。もう 1 つはこうした活動の非ムスリムへの姿勢についてである。綱島氏からはクリスチャンに対して、信田敏宏氏からはオラン・アスリに対してどのような態度がとられたかが質問されたが、ABIM が唱えるイスラーム化は段階的なもので、非ムスリムをイスラーム化する運動ではなかったと回答された。

活発な質疑応答がかわされたことから、論題は出席者の幅広い関心をひきつけるテーマであったといえる。ここでは、報告者の設定した公共圏という概念の意義と妥当性が問題になろう。質問にもあったように、主流公共圏と対抗公共圏の間に相互関係を考慮するならば、それは一つの圏ともみなしうる。報告では両者の関係に焦点があてられ、主流、対抗の各公共圏内部における動態に触れられることが少なかったため、よりその印象が強まったように思われる。各公共圏における世論形成の過程が描かれれば議論はより説得的になるであろうし、報告者が指摘する「伝統的」ムスリム社会との連続性についても論点が設定しやすくなるのではないだろうか。

報告 3 は、都築一子氏(自然環境保護教育ア

ドバイザ)による「英国北ボルネオ特許会社の開発戦略と木材産業の発達(1881-1946)——中国大陸鉄道の木材需要に対する特許会社の反応を中心として——」であった。報告者は、当該時期の英国北ボルネオ特許会社の植民地政策を 3 期に分け、その特許会社という形態を考慮し、取締役会の性格の変化に注目しながらその開発戦略の変化を分析した。

北ボルネオ特許会社はカナダのハドソン湾会社をモデルとして設立された。総督は取締役会に責任があり、株主に配当するため利潤をあげる責任があった。そのため、植民地の進歩は発展より利潤が尺度であった。

第 1 期(1881-1894 年)は草創期であり、会社は行き詰った際には英国政府に買い上げてもらうことを念頭に産業開発を行った。会社の財政基盤は輸出入関税とアヘン請負、貨幣鑄造と土地払い下げであったが、この時期は一貫して歳出超過であり、配当はなかった。この時期、会社は木材産業、タバコ産業を振興したが、1890 年代には不況のため財政危機に陥った。そして、1894 年にデントによる株式売却により株主の性格は変化し、積極的な経営により配当を生むことを要求するようになった。

第 2 期(1894-1910 年)は経済危機の克服期であり、特許会社は積極的な投資を行った。この時期の開発政策の主眼は鉄道建設であり、それとともにゴム農園の開発も行われた。

第 3 期(1911-1946 年)は組織的管理運営期であり、会社は中国への鉄道建設用の木材輸

出を積極的に行った。特許会社が過半数の株を持つ半官半民の会社を設立することで木材輸出が行われ、会社は森林資源の管理と木材産業からの利潤により配当を確保した。

報告者は、特許会社統治下の政策研究の多くは総督が中心に扱われているが、政策決定権は株主および取締役会にあり、その開発戦略はロンドン・シティにおいて国際競争を意識した上で立案されたものである点を強調した。その結果、北ボルネオの木材産業は世界第3位の規模へと発展したと結論された。

質疑応答では、山本氏からコウイ総督のもとで鉄道などに大きな投資がなされた第2期を利潤追求に移行した時期とは性格づけられず、時代区分と述べられた内容には食い違いがみられるのではないかという指摘がなされた。また、総督と取締役会との関係に関する質問に対して、報告者は取締役会が総督に対して強い立場にあり、

総督には社員が就任することが多い点を指摘した。

報告者が指摘するように、統治者が特許会社であったという点はサバの植民地支配における重要な特徴である。ただし、今回強調された利潤の追及という側面はすべての植民地が程度の差はあれ共有する目標である。特許会社の開発政策の特徴を考えるならば、取締役会を構成する人びとがどのような背景を持ち、植民地省とどのような関係を持っていたかを明らかにする必要があるのではないか。また、特許会社と他の植民地との比較を考えるならば、むしろ経済開発以外の政策に差異がより明確にあらわれるようにも思われる。いずれにせよ、植民地期北ボルネオを、ロンドンをはじめとするより広い視野のなかで位置づけなおしていくことはその後の歴史展開を考えるうえでも有意義であろう。